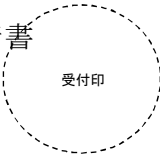


様式第4（第8条関係）

令和4年度鹿児島市子育て世帯応援特別給付金（離婚世帯等の対象者）申請書



鹿児島市長 殿

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1 申請者 ※原則、主たる生計維持者（生計を維持する程度の高い者）が申請者となります。 記入日 年 月 日

(フリガナ) 氏 名		性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）
			昭和 平成 年 月 日	電話（ — — ）
				令和4年9月30日時点の申請者の住所（住民票住所地） ※現住所と同じ場合は記入不要

2 主たる生計維持者

「1 申請者」は主たる生計維持者ですか

(1) はい

(2) いいえ →

「申請者」は主たる生計維持者でない場合、その理由として該当するもののチェック欄に☑を記入してください。

主たる生計維持者と児童が別居しているため

その他 ()

3 対象児童 ※今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月日	平成16年4月2日 ～平成19年4月1日 生まれの児童に ○をつけてください	同居・別居 の別	結婚して いる場合 ○をつけ てください	住所（別居の場合のみ記入）
1				平成 令和 年 月 日		同居 ・ 別居		
2				平成 令和 年 月 日		同居 ・ 別居		
3				平成 令和 年 月 日		同居 ・ 別居		
4				平成 令和 年 月 日		同居 ・ 別居		
5				平成 令和 年 月 日		同居 ・ 別居		

※同居・別居の別については申請日時点の状況を選択してください。

4 確認事項

令和4年度鹿児島市子育て世帯応援特別給付金をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか（以下「受領」という。）、又は給付相当額が受給者によって2.の対象児童のために費消（以下「費消」という。）されているか、を確認します。以下のいずれか該当する欄にチェック（☑）してください。

(1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。

(2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、又は費消されている。

→ 受領した額・費消された額を分かる範囲で記入してください。

総額	円
----	---

5 申請額・請求額

①対象児童数（上記3 の人数）	人
②控除額（上記4（2）で記入した額） ※上記4（1）にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額（＝①×1万円－②）	円

※例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5千円の場合は、③は1万5千円となる（＝2人×1万円－5千円）

（裏面も確認してください。）

6 添付書類

(1)～(2)は必ず提出が必要です。(3)は該当する項目に☑を記入し、必要な書類を提出してください。

- (1) 申請者本人確認書類の写し(コピー)
 ※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート、健康保険証(保険者番号、被保険者番号・記号等をマスキングしたもの)などの写し(コピー)
- (2) 申請者名義の受取口座を確認できる書類の写し(コピー)
 ※通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
- (3) 申請者と児童との関係性が確認できる戸籍謄本又は住民票(コピー) など※
 ※離婚したことが分かる書類又は事情変更に関する書類
 (離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)
 ※離婚協議中の場合は、協議中であることが分かる書類
 (公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類等)

7 受取方法

下記の金融機関口座(1 申請者 の口座)への振込を希望します。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【申請者名義の受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (左詰めで記入。)	(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	店番号	本・支店 本・支所 出張所	普通		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【誓約・同意事項】 ※各項目のチェック欄に☑を入れてください。

- 私は、「3 対象児童」欄に記載の児童を、現に養育しています。
- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 鹿児島市子育て世帯応援特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなされることに同意します。
- 同一児童について給付金を受給済みではありません。また、受給後、配偶者が本給付金の申請をすることはありません。

(申請者が「主たる生計維持者」でない場合)

- 本給付金の申請手続き(振込口座等)に関して、主たる生計維持者からの同意を得ています。